

# 防府市立華西中学校いじめ防止基本方針

令和5年4月  
防府市立華西中学校

# 目 次

はじめに	1
第1部 いじめの防止等に係る基本的な考え方	
1 いじめの定義	3
2 いじめの基本認識	3
3 いじめ問題への対応に係る基本姿勢	4
第2部 いじめの防止等のために学校が果たすべき役割	
1 いじめ対策組織の設置	6
2 人権が尊重された学校づくり	6
3 豊かな心を育む教育の推進	6
(1) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の取組	
(2) 規範意識の醸成に向けた取組	
(3) 他者への思いやりや社会性を育む取組	
(4) いじめ防止・根絶強調月間の取組	
4 生徒指導・教育相談体制の充実・強化	7
(1) 校種間連携の一層の促進	
(2) 多様な専門家や関係機関と連携した取組等の推進	
(3) 教職員が生徒と向き合うことのできる体制の整備	
5 学校評価等による評価・検証・改善	7
(1) 学校評価によるいじめ防止等のための取組の評価・検証	
(2) 学校評価等を踏まえたいじめ防止等のための取組の改善	
6 学校いじめ防止基本方針の改定	8
第3部 いじめの防止等のための具体的な取組	
1 学校全体としての取組	9
(1) いじめの未然防止	9
(2) いじめの早期発見	11
(3) いじめの早期対応	13
(4) 重大事態への対応	17
2 家庭や地域・関係機関と連携した取組	19
(1) 連携の取り方	19
年間指導計画	22

## はじめに

いじめは、生徒の心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるなどの著しく人権を侵害する行為につながるおそれがある。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの動画の投稿など、新たないじめの問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相をみせている。

こうした中、今一度、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

このため、本校では、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の4点の対応の視点から、いじめの根絶に向けた対策等について、学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むべき具体的な内容を明らかにするとともに、これまでのいじめ防止対策の蓄積を生かし、いじめ防止等のための取組を定める「防府市立華西中学校いじめ防止基本方針」を定めた。

国の「いじめの防止等のための基本方針」（以下、「国の基本方針」という。）は、学校いじめ防止基本方針策定の意義として、以下の3点を示している。

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒およびその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・ 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

本方針の具体的な内容は、以下に示す、国の基本方針の規定に基づくとともに、「山口県いじめ防止基本方針」（以下、「県の基本方針」という。）および「防府市いじめ防止基本方針」（以下、「市の基本方針」という。）を踏まえて策定した。

学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。その中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）が必要である。

また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要がある。そして、これらの学校

いじめ防止基本方針の中核的な策定事項は、同時に学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見および事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修

の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。

さらに、いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも望ましい。

加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにすることが、学校いじめ防止基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

さらに、策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

## 第1部 いじめの防止等に係る基本的な考え方

### 1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、いじめの判断、認知等については、以下に示す、国の基本方針におけるいじめの定義に基づき行うこととする。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法\*の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

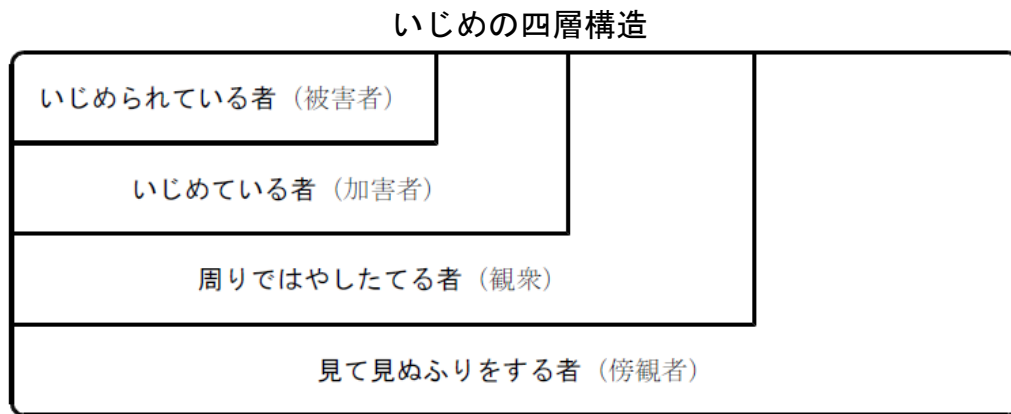
これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

\*文中の「法」は、「いじめ防止対策推進法」を指す。国の基本方針からの引用部について以下同じ。

## 2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるのかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の(1)～(9)は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- (1) いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは「四層構造」となっている。



- (3) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (4) いじめは大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (5) いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (7) いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (8) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (9) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 3 いじめ問題への対応に係る基本姿勢

いじめは人権問題であるとの認識の下、「山口県人権推進指針」および「山口県人権教育推進資料」に即して、「じゆう」（自由）、「びょうどう」（平等）、「いのち」（生命）をキーワードのもと人権意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を展開する。

学校においては「いじめは絶対に許されない」との認識の下、「未然防止」の取組が重要であり、人権教育や道徳教育、情報モラル教育など、その他健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進する。

また、生徒のわずかな変化について、日常的に関係教職員で情報共有を図り、「背景に

いじめがあるのではないか」との危機意識をもちながら、早期発見・早期対応に努める。

一旦いじめであると認知された場合は、いじめ対策委員会と情報共有し、全校体制で適切・丁寧な指導・支援を行い、生徒にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、いじめが確実に解消するまで、粘り強く対応しなければならない。また、解消後もきめ細かく見守りを行うなど、継続支援が必要である。

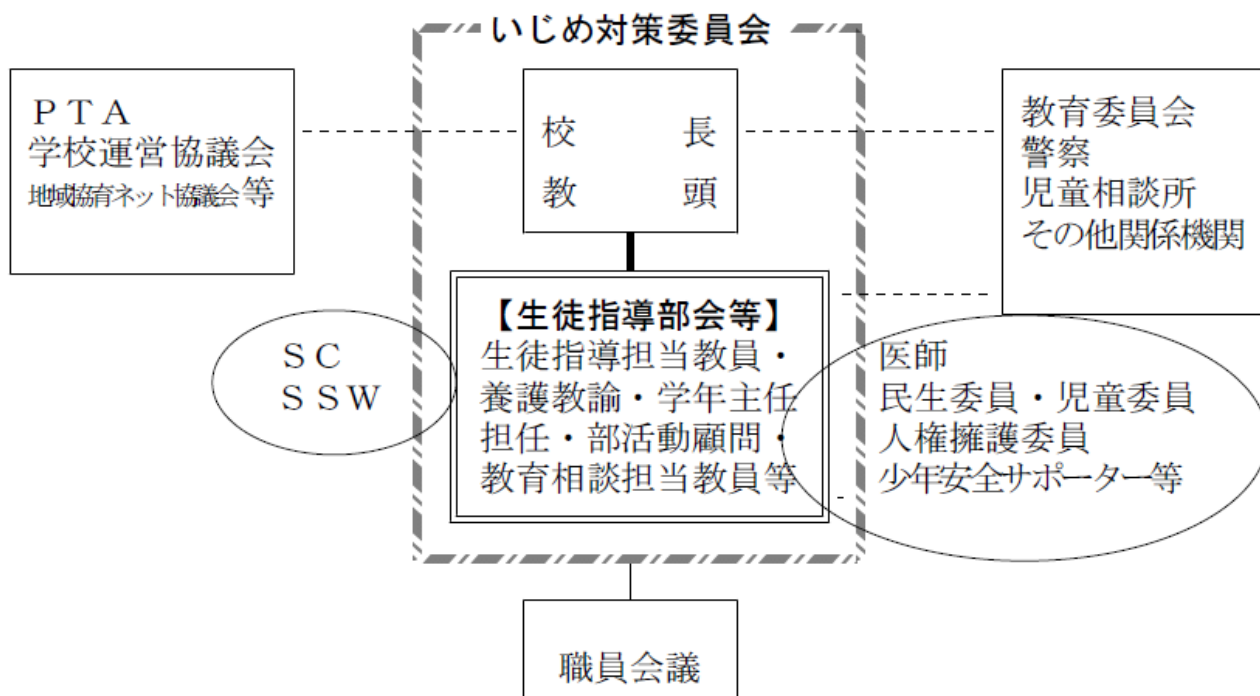
## 第2部 いじめの防止等のために学校が果たすべき役割

### 1 「いじめ対策組織」の設置（名称を「いじめ対策委員会」とする）

「いじめ防止対策推進法」第22条に基づき、いじめの防止等の対策のための組織として「いじめ対策委員会」を置き、本方針に基づくいじめの防止等に係る取組について、学校評価等を活用して、PDCAサイクルによる検証等を行い、より実効性ある取組となるよう恒常的に改善を図ることとする。

また、当該組織は管理職を含む組織的対策の中核となる生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー（以下、「SC」という。）、スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という。）、学校運営協議会委員（地域代表、PTA代表）、その他の関係者により構成することとする。

#### 校内指導体制におけるいじめ対策組織（いじめ対策委員会）の位置付け



### 2 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めるとともに、「いじめは人間として、絶対に許されない」ことを生徒に理解させる。また、生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

### 3 豊かな心を育む教育の推進

#### (1) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の取組

生徒一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の



核となる豊かな人間性を育むには、学校の教育活動全体を通して生徒が心を開き、心を磨き、心を伝え合うことができる道徳教育を充実させる。

## (2) 規範意識の醸成に向けた取組

いじめの未然防止のため、生徒の規範意識を醸成する取組は重要である。そのため、「きまりを守ること」「節度ある生活をする事」「礼儀正しく人と接すること」について、生徒の心身の成長の過程に即した重点的かつ具体的な取組を行う。

## (3) 他者への思いやりや社会性を育む取組

社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、地域の清掃やボランティア活動、ふれあい体験など、学校や地域の実情に応じた社会奉仕体験活動の取組を充実させる。

## (4) いじめ防止・根絶強調月間の取組

本県では、毎年10月を「いじめ防止・根絶強調月間」と位置付けており、本校においても、いじめ防止・根絶に向けた取組を推進するために、取組状況を見直し、生徒会等による主体的な活動の充実を図る。

# 4 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

## (1) 校種間連携の一層の促進

いじめの対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、異校種間の情報の共有や切れ目のない支援体制の構築等が重要であるため、校種間連携の一層の促進に努める。

## (2) 多様な専門家や関係機関と連携した取組等の推進

SCやSSW等の心理や福祉の専門家の連携はもとより、弁護士、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等の外部専門家および児童相談所、警察、福祉部局の関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実・強化を図る。

## (3) 教職員が生徒と向き合うことのできる体制の整備

校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる教職員の協力協働体制を構築するとともに、学校の業務改善を推進し、教職員が生徒と向き合う時間の確保に努める。

# 5 学校評価等による評価・検証・改善

## (1) 学校評価によるいじめ防止等のための取組の評価・検証

本方針に基づくいじめ防止等のための取組の実施状況を、生徒・保護者・地域関係者・教職員を対象とする学校評価アンケートにより検証を行う。取組に対する調査対象者の肯定的な評価が90%以上となることを達成目標とする。

(2) 学校評価等を踏まえたいじめ防止等のための取組の改善

本方針に基づくいじめ防止等のための取組の実施状況を、学校評価の評価結果やいじめ対策委員会での点検を踏まえて検証し、必要に応じて改善を図る。

6 学校いじめ防止基本方針の改定

国、県、市の基本方針の改定があったとき、あるいは、いじめ対策委員会が見直しの必要があると認めるときは、本方針をより実効性のあるものに改定する。

## 第3部 いじめの防止等のための具体的な取組

### 1 学校全体としての取組

#### (1) いじめの未然防止

##### ○ 教職員の資質能力の向上

- ・ 年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施し、教職員自身が人権意識を高める。

##### ○ 生徒指導部会等

- ・ 問題行動等の報告・対応にとどまらず、いじめの問題に対する取組等の評価、検証、改善を図る場とする。（週に1回）
- ・ 教職員同士のコミュニケーション活動を活発にし、生徒の状況等について、組織全体での情報の共有を図る。

##### ○ 教育相談体制の確立

- ・ すべての生徒が能力を最大限に発揮できるよう、開発的な援助の機能を重視する。（学期に1回）

##### ○ 家庭・地域社会との連携

- ・ PTAや学校支援ボランティアなど、家庭・地域社会と連携し、より一層、開かれた学校づくりを推進する。

##### ○ 校種間連携の促進

- ・ 異校種間の情報共有や児童生徒への切れ目ない支援体制の構築等が重要であるため、校種間連携の一層の促進に努める。

##### ○ 教職員が生徒と向き合うことのできる体制の整備

- ・ 防府市部活動運営方針にもとづき、部活動休養日の設定、教員が行う業務の明確化を含む業務改善を促進し教職員が生徒と向き合う時間の確保に努める。

##### ○ いじめ対策委員会の周知

- ・ いじめの未然防止のための授業（「いじめとは何か。いじめはなぜ許されないのか。」等）を、いじめ対策委員会の構成員である教職員が講師を務め実施するなど、いじめ対策委員会の存在および活動が生徒に容易に認識される取組を行うよう努める。

##### ○ 指導上の配慮が必要な生徒

- ・ 発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導および必要な支援を行うことが必要である。
- ・ 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつ生徒などは、

言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないことがないように、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ・ 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒については、当該生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ・ 上記生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

#### ○ 生徒の行動観察

- ・ 給食時、休憩時間、清掃活動、部活動等、できるだけ生徒とのふれあいの機会を増やし、生徒の行動を観察すると同時に、信頼関係をつくる。

#### ○ 生徒理解

- ・ うしお（生活ノート）、生活アンケート、教育相談事前アンケート等直接書いたものや、「i-check」等客観的なテストを通して、生徒理解に努める。

#### ○ 各教科・総合的な学習の時間

- ・ 生徒が自ら考え、判断し、表現する学習活動を仕組むことによって、互いに学び合い、学習内容を深めさせる授業づくりを行う。

#### ○ 道徳・特別活動等

- ・ 生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例の提供や生徒の主体的な活動を推進する。
- ・ いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、生徒にストレスに適切に対処できる力を育む取組を積極的に行う。
- ・ 生徒に自分自身の実生活や体験に目を向けさせることにより、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度が育成されるよう支援する。

- ・ 学級活動をはじめ、学校行事、生徒会活動、部活動において、内容・方法等を改善・工夫することにより、生徒が主体的に取り組めるような場を設定する。
- ・ 他者の思いを大切にす等思いやりの心を醸成するために、社会性を育み、人間関係や生活体験を豊かなものとする集団活動および体験活動を推進する。
- ・ 顧問教員等の指導の下、部活動での好ましい人間関係づくりを進める。

## ○ 情報モラル教育の充実

- ・ インターネット上のいじめは、外部から見えにくい、匿名性が高いなどの性質を有するため生徒が行動に移しやすい一方で、インターネット上での画像・動画の拡散や、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭および地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものであることを理解させるために、情報モラルを身に付けさせるための教育の充実を図る。

## (2) いじめの早期発見

### ○ いじめ早期発見のためのレベル分類

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

#### 【レベル1】日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

#### 【レベル2】教育課題としてのいじめ

生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

#### 【レベル3】重大事態および重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、いじめ防止対策推進法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

また、「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。「いじり」については、以下の点に留意して対応する。

- ・ 「いじり」は、本人が否定せず、笑って相手に合わせていたとしても、いじめの可能性のあることに、教職員は敏感でなければならない。いじめのつもり

はなくても、受けた側が苦痛を感じれば、「いじり」や「からかい」もいじめだという認識をもつこと。

- ・ しばしばいじられている生徒について、教職員・保護者で情報を共有し、家庭と連携し、組織的かつ適切な対応を行うこと。
- ・ 行き過ぎた「いじり」には、その都度教職員が介入し、適切な指導を行うこと。また、教職員が生徒を「いじる」ことがないよう普段から気をつけること。

#### ○ 複数教職員での指導の取組・体制づくり

- ・ SC、SSWも含めたすべての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から生徒の様子をきめ細かく把握することに努める。
- ・ 全校体制で、生徒の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、記録等にまとめるとともに、すべての教職員で情報の共有を図る。
- ・ 休み時間等の見守りや給食指導等、担任・副担任などの複数教職員で連携して行う。

#### ○ 教育相談担当教員・養護教諭の役割

- ・ 教育相談担当教員・養護教諭を校務分掌上適切に位置付け、SC、SSW等、専門家と緊密な連携を図る。

#### ○ いじめを受けている生徒のサインを見逃さないための取組

- ・ 誰にも相談できない生徒がいるのではないかとの認識の下、うしお（生活ノート）、生活アンケート、教育相談事前アンケート、「i-check」等により、総合的に内面の変化をとらえ、個別の教育相談を実施する。
- ・ いじめは潜在化、偽装化している可能性を考え、日常の対話や遊びなどを通して生徒が発するサインを鋭くキャッチする。
- ・ 日常的に機会をとらえて声かけを行う。
- ・ アンケート調査や個人面談において、生徒が自らSOSを発信することおよびいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速かつ組織的に対応することを徹底する。

#### ○ 信頼感に基づいた教育相談活動

- ・ 必要に応じて、悩みの解消の仕方等について、SCやSSWのコンサルテーションを受けるなど、生徒の状況に応じた支援を行う。
- ・ 生徒に信頼感や安心感を抱かせるために、どのような悩みでも相談に応じるなど、寄り添った対応を行う。

#### ○ 研修の充実

- ・ SCやSSW、ネットアドバイザー等と連携しながら、いじめ問題に関する事例研究や学校の実態に即した研修体制を作り、組織的・計画的な研修を行う。

#### ○ 相談窓口の周知

- ・ 学校等に相談できずに、悩みを抱えている生徒・保護者がいつでも相談できるように、様々な相談機関があることを周知する。

### (3) いじめへの早期対応

#### ○ 管理職を中心とする校内指導体制の確立

- ・ 管理職は、リーダーシップをとって、いじめの情報共有の手順および情報共有すべき内容の明確化など、教職員が情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。このことは、いじめに対する早期対応を目的とするものであって、個々の教職員の責任追及のために行うものではない。
- ・ 管理職は、校内指導体制の構築にあたり、必要に応じて、弁護士、医師、民生委員、児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等、外部専門家との連携も検討する。

#### ○ いじめを認知した場合（疑われる場合も含む）の役割分担と対応

- ・ 教職員は、ささいな兆候や懸念、情報を一人で抱え込むことなく、あるいは、対応不要であると個人で判断することなく、いじめ対策委員会を中核として、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進する。
- ・ 生徒からいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談があった場合、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報をすみやかにいじめ対策委員会に報告し、組織的な対応につなげる。
- ・ 教職員は、いじめの疑いが生じた（あるいは申し出等があった）場合、日常の観察や聴き取り等により、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保した上で、事実関係の把握に努める。その際、いじめの四層構造を踏まえ、内容、時期、関係した生徒などについて明確にし、5W1Hに留意して記録する。

※ 5W1H…when：いつ、where：どこで、who：誰が、what：何を、why：なぜ、how：どのように

- ・ 把握した事実を基に、対応について協議するため、いじめ対策委員会（場合により、職員会議）を開催する。
- ・ いじめを受けている生徒への対応は、信頼関係のある教職員が担当する。
- ・ いじめを行っている生徒への対応は、複数の教職員（生徒指導主任等を中心に役割分担を決める）が担当する。
- ・ 周りの生徒（観衆、傍観者）への対応は、複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が担当する。

- ・ いじめを受けている生徒の保護者への対応は、学級担任が主に担当する。必要に応じて、管理職等複数で誠意をもって対応する。
- ・ いじめを行っている生徒の保護者への対応は、面談の目的、役割分担、対応の実際等について事前に協議した上で、担任、管理職、生徒指導主任等複数で対応する。
- ・ P T A等への働きかけ（必要な場合）は、校長、あるいは教頭が担当する。
- ・ 教育委員会、関係諸機関との連携は、校長、教頭、生徒指導主任等が担当する。連携にあたっては、想定される支援をなるべく早期に要請する。

#### ○ いじめを受けている生徒およびその保護者への対応の留意点

- ・ 「絶対に守り通す」「必ず解決する」との姿勢を示し、いじめを受けている生徒の気持ちを共感的に理解するとともに、全教職員で支えることを約束する。
- ・ いじめを受けている生徒からの聴き取りは、その出来事を思い出すこと自体が当該生徒の精神的な負担となること、また、不用意な叱咤激励は当該生徒の自信を損なう可能性があることに十分配慮して行う。
- ・ 保護者に対しては、いじめの認知後、できる限り早期に事実を正確に伝える。また、保護者の心情に寄り添いながら、学校管理下で起こったことに対する謝罪、今後の対応方針等の説明、解決に向けての協力依頼等、誠意をもって対応する。

#### ○ いじめを行っている生徒およびその保護者への対応の留意点

- ・ 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、相手の立場に立ち、再びそのようなことを行わない気持ちを強くもたせることを中心に指導する。
- ・ 一方的な叱責や注意に終始せず、生徒の生活背景を踏まえて、いじめの動機やその原因となった心理的問題にも焦点を当てる指導に心がける。
- ・ 保護者に対しては、事実を正確に伝えるとともに、当該生徒への今後の指導、支援の在り方を共に考える。さらに、いじめを受けた生徒およびその保護者の了承が得られた場合、謝罪等を行う場を設定するなど、事後の学校生活における人間関係の再構築を支援する。

#### ○ 周りの生徒（観衆・傍観者）およびその保護者への対応の留意点

- ・ いじめを受けている生徒がいじめによってどんなに辛く、悲しい思いをしているかを感じとらせる指導を心がける。
- ・ いじめを面白がってはやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることは、いじめをすることと同じことであり、絶対に許されないことを、毅然とした態度で指導する。



- ・ もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教職員に相談するよう働きかける。

#### ○ インターネット上のいじめへの対応

- ・ インターネット上のいじめへの初期対応については、基本的にはいじめの早期対応と同様であるが、いじめを受けた生徒からの申し出を状況確認する過程で、実際に掲示板やアプリ上の書き込み等を確認するとともに、本文等をプリントアウト又は写真撮影するなどして記録しておく。
- ・ 必要に応じて、防府警察署のインターネット犯罪担当者、やまぐち総合教育支援センター配置のネットアドバイザー、少年安全サポーター等に相談し、指導助言に基づいた対応を行う。学校と警察が連携した対応が必要と認められる悪質な事案等については、少年安全サポーターや所轄警察署、県警サイバー犯罪対策室とチームを編成し、問題の早期解決に努める。

#### ○ いじめの事後指導

- ・ 指導後、一旦「いじめがなくなった」ように見えても、さらに偽装化されたり、陰湿化したりして、いじめが継続している場合もあるため、教職員は、いじめを「やめること」と「なくなること」は違うとの認識をもつ。
- ・ 関係生徒の事後の様子を継続的に注視し、被害生徒の回復と加害生徒が抱えるストレス等の除去、両者の関係修復を図るなど、当事者や周りの者を含む集団に寄り添った対応を行う。

#### ○ いじめを受けている生徒およびその保護者に対する教育相談

- ・ いじめを受けている生徒が再び精神的に安定し、自信をもつことができるよう、当該生徒の精神的な辛さや苦しさに全面的に共感し寄り添う。
- ・ 保護者の不安や不満、怒りを受け止めるとともに、当該生徒のために学校が総力をあげて問題解決にあたることを伝え、学校の指導・対応の体制について、理解と協力を得られるよう努める。
- ・ 保護者に対しては、正確な事実確認に基づいた説明を行う。学校として不都合な事実があっても、知り得た情報を丁寧に提供する。その際、当該生徒の心のケア、および人権擁護の観点から、プライバシーの保護と徹底した情報管理に努める。
- ・ 必要に応じて、SCやSSW等と連携した個別支援を積極的、継続的に行う。

#### ○ いじめを行っている生徒およびその保護者に対する教育相談

- ・ 聴き取りに際しては、当該生徒がいじめを起こした心理的背景を共感的に理解するよう心がけるとともに、自分でどのように解決するか、今後どのような心構えで生活していくのかについて具体的に考えさせる等、内省を促し自己指

導能力を育むような接し方を心がける。

- ・ 憶測や決めつけによる一方的な指導、説明を避け、正確な事実関係の確認とそれに基づく状況説明を行う。
- ・ 保護者に対しては、いじめに対する学校としての認識と指導体制について丁寧に説明し、生徒のよりよい成長と人権擁護の観点から、いじめが重大な問題であることについて理解を得るよう努める。
- ・ 必要に応じて、SCやSSW等と連携した個別支援を積極的、継続的に行う。特に、いじめを行っている生徒およびその保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合等において、SCやSSW、人権擁護委員、少年安全サポーター等と連携した支援を積極的に検討する。

#### ○ いじめ問題についての保護者会での留意点

- ・ いじめを受けている生徒およびその保護者の心情に寄り添い、最大限意向を尊重した上で開催する。
- ・ いじめをおもしろがって同調したり知らないふりで傍観したりすることは、いじめを行っている生徒と同じ立場であることへの理解を得る。
- ・ いたずらに不安をあおることのないよう、事実関係を整理して説明する。
- ・ 学校としての責任を明らかにし、非は非として心より謝罪する。
- ・ 解決のために、学校で行うこと、家庭でできることをはっきりさせ、協力を求める。
- ・ 一方的な情報伝達に終わらないよう、保護者の意見にしっかりと耳を傾ける。
- ・ プライバシーの保護に十分留意する。

#### (4) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

##### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当な期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安にかかわらず、市教育委員会またはいじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害

生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

## ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により認識する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有する。いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、ひとつの手段に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒および加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## (5) 重大事態への対応

いじめの重大事態については、国、県、市の基本方針、および文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「不登校重大事態に係る調査の指針」により適切に対応する。

### ○ 重大事態の判断

重大事態の判断については、以下に示す、国の基本方針における重大事態の規定に基づき行うこととする。

#### いじめ防止対策推進法

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

① 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、

その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、

学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

○ 重大事態の報告（発生報告）

重大事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて市長へ報告する。

○ いじめを受けている生徒への対応

いじめの解決に向けての様々な取組を進めて行く中で、いじめを受けている生徒の立場に立って、いじめから守り通すため、保護者と十分に連携を図り、生徒への最善の方法を検討する。

- ・ 緊急避難としての欠席
- ・ 就学校の指定変更や区域外就学
- ・ 学級替え等

○ いじめを行っている生徒への対応

いじめを受けている生徒を守るため、必要があれば、毅然とした厳しい対応が求められる。その際には、保護者の理解を十分得ながら、教育的配慮の下に適切に指導する。

- ・ 個別指導の実施等
- ・ 出席停止措置

なお、こうした措置を講ずることについては、保護者の理解・協力を得ながら、関係機関と連携して対応する。

○ 調査委員会の開催

重大事態が発生した場合には、調査委員会を開催し、速やかに全容解明に向けた調査を行う。調査に当たっては、SC、SSW、学校評議員、少年安全サポーター等を加え、中立的な立場から調査を行い、調査結果については、適切に当該生徒、保護者等に事実

を提供する。

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止するために行う。

#### ○ 自殺の事案への対応について

生徒の自殺という事態が起こった場合の背景調査については、文部科学省が作成した「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」を踏まえ、遺族の心情に寄り添い、要望や意見等を十分に聴き取りながら、知り得た情報等を丁寧に提供していくよう配慮する。

遺族がより詳しい調査を望む場合、必要に応じて、公平・中立かつ総合的に分析・評価を行う中立的な立場の調査委員会を設置するため、市教育委員会と連携して対応する。

#### ○ 留意すべき事項

専門家等による調査を実施する際には、市教育委員会と連携し、調査委員会等に積極的に資料を提供するとともに、アンケート調査や生徒への聞き取り調査等の実施の要請に対して協力し、たとえ調査結果に不都合な事実があったとしても、真摯に向き合う。

なお、重大事態が起こった場合は、いじめを受けた生徒はもとより、関係のあった生徒は深く傷つき、学校全体に不安や動揺が広がることが想定される。生徒や保護者等の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に総力をあげる。

## 2 家庭や地域・関係機関と連携した取組

### (1) 連携の取り方

#### ○ 家庭や地域との連携

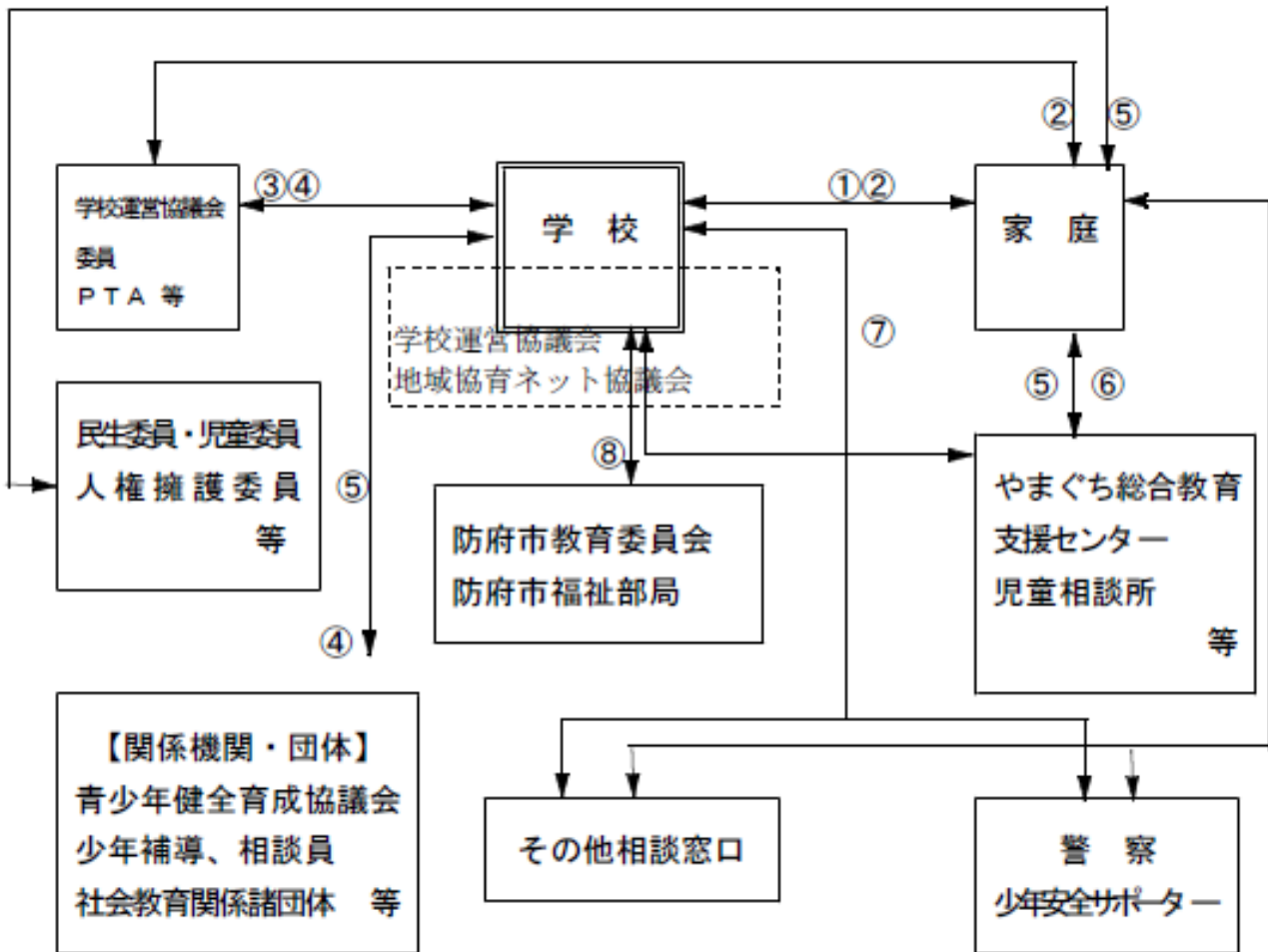
- ・ いじめの問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組む。
- ・ 学校評価等による保護者からの意見を生かし、学校および組織の活性化を図る。
- ・ 学校だよりの発行、学校ウェブサイトの工夫改善および定期的な更新、電子メール等を活用した情報発信に努め、学校に対しての理解と信頼が深まる取組を推進する。
- ・ 地域との情報交換を密にし、学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。
- ・ 保護者や地域の健全育成協議会等と連携して、組織的な巡回指導等を行う。
- ・ 子ども会や自治会などの地域活動等に生徒の積極的な参加を促す。

- ・ P T Aや学校支援ボランティアなどと連携し、より一層開かれた学校づくりを推進する。
- ・ P T Aや学校運営協議会等と連携し、いじめ問題解決の取組を検証し、改善を図る。
- ・ インターネット上のいじめの未然防止・早期発見のため、保護者においても適切な情報発信やインターネット上のトラブルなど情報モラル教育についての理解を積極的に求める。

#### ○ 関係機関との連携

- ・ 市教育委員会に相談し、いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携・協力を行う。
- ・ あくまでも学校の主体性を保ちつつ、所轄警察署と連携して対応することも必要である。特に、いじめが犯罪行為である疑いがある場合は、少年安全サポーターや所轄警察署等に情報提供し、対応する。明らかに犯罪行為である場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」（平成16年4月施行）による「学校から警察への連絡に関するガイドライン」（平成22年11月策定）に基づき、躊躇することなく連絡し、支援を得る。

いじめ問題に係る関係機関の連携図  
(学校を中心としたかかわり)



- ① 家庭との緊密な連携・協力を図る。
- ② いじめ問題をはじめ、家庭教育のあり方について共通理解を深める。
- ③ PTAとの協議の機会を設け、一層の連携・協力を図る。
- ④ 学校外での生徒の生活の様子等について、情報交換を行う。
- ⑤ 学校・家庭からの相談に応じ、助言等を行う。
- ⑥ 生徒、保護者等の相談に応じ、助言を行う。
- ⑦ 情報交換、対応の連携を図る。
- ⑧ 市教育委員会と協議し、支援を得る。

防府市立華西中学校 いじめ未然防止 年間指導計画

	4月	5月	6月
職員会議等	← 事案発生時、緊急対応会議の開催 → ← 生徒指導委員会 (隔週1回) →		
防止対策	学級・学年づくり 人間関係づくり	校内研修	いじめ対策委員会会議 (指導方針・指導)
早期発見	← 生活ノート (毎日) 生活アンケート (毎週1回) → 家庭訪問	i-check	いじめアンケート 教育相談週間

	7月	8月	9月
職員会議等	← 事案発生時、緊急対応会議の開催 → ← 生徒指導委員会 (隔週1回) →		
防止対策		校内研修	情報モラル研修会
早期発見	← 生活ノート (毎日) 生活アンケート (毎週1回) →		



	10月	11月	12月
職員会議等	<p>←———— 事案発生時、緊急対応会議の開催 ———→</p> <p>←…………… 生徒指導委員会（隔週1回）……………→</p>		
防止対策		<p>⋯⋯⋯ 人権教育講演会 ⋯⋯⋯</p>	<p>いじめ対策委員会会議 議（情報共有・計画の検討・検</p>
早期発見	<p>←———— 生活ノート（毎日）生活アンケート（毎週1回）————→</p>		
	<p>いじめアンケート</p> <p>教育相談週間</p>		

	1月	2月	3月
職員会議等	<p>←———— 事案発生時、緊急対応会議の開催 ———→</p> <p>←…………… 生徒指導委員会（隔週1回）……………→</p>		
防止対策			<p>新入生事前指導</p>
早期発見	<p>←———— 生活ノート（毎日）生活アンケート（毎週1回）————→</p>		
		<p>いじめアンケート</p> <p>教育相談週間</p>	

◎生活アンケートの中にFit生活アンケートを含む。